

# 山梨県の豊かな農業と農村を守る条例 素案 ～概要～

## 目的(第1条)

この条例は、食料の安定的な供給に資する持続可能な農業の推進に関する施策を総合的に推進し、もって県民生活の向上に寄与することを目的としています。

## 基本理念(第3条)

- 人間の生命の維持に欠くことのできない食料を確保するために重要な農業は、将来にわたって永続的に営まなければならない。
- 農業は、農畜水産物を持続的に供給する機能が最大限に発揮されるように展開されなければならない。
- 農業が有する多面的機能は、将来にわたり適切かつ十分に発揮されなければならない。

## 役割等(第4条～第8条)

- 県の責務、農業者及び農業関係団体の役割、県民の役割
- 市町村との連携 など

## 主な内容

- 農畜水産物の安定的な生産及び供給を図るため、農業技術の向上や環境と調和した農業の推進、輸出の拡大などを規定しています。
- 持続可能な農業を推進するため、担い手の確保・育成や農地の有効利用、中山間地域等への支援について規定しています。
- その他、鳥獣害への対策や地産地消の推進などについて規定しています。

## 主な条文

- 安全で安心して消費できる農畜水産物の安定的な供給(第9条)
- 担い手等の確保及び育成等(第10条)
- 農地の確保及び有効利用(第12条)
- 環境と調和した農業の推進等(第15条)
- 農畜水産物の需要の拡大等(第16条)
- 輸出の拡大に向けた取組(第17条)
- 地産地消の推進(第18条)
- 中山間地域等への支援(第19条)
- 鳥獣害の対策(第20条)

